令　和　7　年　度

第75回税理士試験受験案内

国　税　審　議　会

試験実施日程等

受験申込用紙の交付	令和７年４月７日（月）～ 令和７年５月９日（金）
受験申込受付	令和７年４月21日（月）～ 令和７年５月９日（金）
試験日	令和７年８月５日（火）～ 令和７年８月７日（木）
合格発表予定日	令和７年11月28日（金）

試験日程等

月日	着席時刻	試験時間	科目	出題範囲
8月5日(火)	8:45	9:00～11:00	簿記論	複式簿記の原理、その記帳・計算及び帳簿組織、商業簿記のほか工業簿記を含む。ただし、原価計算を除く。
	12:15	12:30～14:30	財務諸表論	会計原理、企業会計原則、企業会計の諸基準、会社法中計算等に関する規定、会社計算規則（ただし、特定の事業を行う会社についての特例を除く。）、財務諸表等の用語・様式及び作成方法に関する規則、連結財務諸表の用語・様式及び作成方法に関する規則
	15:15	15:30～17:30	消費税法又は酒税法	当該科目に係る法令に関する事項のほか、租税特別措置法、国税通則法など当該科目に関連する他の法令に定める関係事項を含む。
8月6日(水)	8:45	9:00～11:00	法人税法	
	11:45	12:00～14:00	相続税法	
	14:45	15:00～17:00	所得税法	
8月7日(木)	8:45	9:00～11:00	国税徴収法	
	11:45	12:00～14:00	固定資産税	当該科目に係る地方税法、同施行令、同施行規則に関する事項のほか、地方税法総則に定める関係事項及び当該科目に関連する他の法令に定める関係事項を含む。
	14:45	15:00～17:00	住民税又は事業税	

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和６年５月27日施行）により、**令和７年度（第75回）税理士試験以降の受験願書については、個人番号（マイナンバー）の記載**に併せて、**個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の写し（例えば、マイナンバーカードや住民票の写し）の提出が必要となります。**

※　**令和５年度（第73回）以降の受験票**は、受験資格を有することを証する書面として使用できません。

※　天候等の影響により、交通機関が遅延するおそれがありますので、試験当日は、時間に余裕をもって試験場に到着するようにしてください。

※　天災その他のやむを得ない事情により試験日時を変更するなど、税理士試験実施に当たっての連絡事項は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）にてお知らせいたします。

※　申込書類の提出は、郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録郵便)のみとなりますのでご注意ください。申込書類は国税局等に直接持参しても受理しません。

※　令和７年度（第75回）の試験から、国家資格等情報連携・活用システムの導入により、マイナンバー等を活用した受験申込みのオンライン申請、受験票のデジタル化及び受験手数料のキャッシュレス納付（ペイジー）等が可能となる予定でしたが、システム導入の延期のため令和８年度（第76回）の試験からとなりました。詳細は、デジタル庁のホームページ（https://www.digital.go.jp/policies/government-certification#online-application-available）をご覧ください。

この受験案内や税理士試験に関する代表的な質問に対する回答（Ｑ＆Ａ形式）は、国税庁ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）

【 ホーム＞税の情報・手続・用紙＞税理士に関する情報＞税理士試験＞税理士試験に関するＱ＆Ａ 】

目　　次

１　税理士試験概略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　受　　験　　地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　申込用紙の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４　申込書類の郵送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５　申込書類及び作成上の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
別記１　受験資格を有することを証する書面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
別記２　学識、資格又は職歴による試験の免除を申請する場合の時期及び提出書面・８
別記３　研究の認定を申請する場合の時期及び提出書面・・・・・・・・・・・・・・・９
税理士試験受験申込書記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
６　受　　験　　心　　得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
７　合格者の発表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
８　届出事項の変更等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
９　そ　　の　　他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
受験願書等を提出する前に今一度チェックを！！・・・・・・・・・・・・・・・・・15
ｅ－Ｔａｘによる税理士試験受験申込み等について・・・・・・・・・・・・・・・16
税理士試験についてのＱ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
受験地、申込用紙等交付場所及び申込書類郵送先・・・・・・・・・・・・・・・・20

１　税理士試験概略

⑴　目的

税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として行われます。

⑵　試験科目

試験は、会計学に属する科目（簿記論及び財務諸表論）の２科目と税法に属する科目（所得税法、法人税法、相続税法、消費税法又は酒税法、国税徴収法、住民税又は事業税、固定資産税）のうち受験者の選択する３科目（所得税法又は法人税法のいずれか１科目は必ず選択しなければなりません。）について行われます。

なお、税理士試験は科目合格制をとっており、受験者は一度に５科目を受験する必要はなく、１科目ずつ受験してもよいことになっています。

（注）１　選択できる科目数は、免除を申請する科目と併せて、会計学に属する科目２科目以内、所得税法又は法人税法を含めた税法に属する科目３科目以内の全部で５科目以内です。

２　税法に属する科目のうち消費税法及び酒税法は、いずれか１科目の選択に限ります（既に物品税法に合格している場合は、消費税法及び酒税法の申込みはできません。）。また、住民税及び事業税についてもいずれか１科目の選択に限ります。

３　「住民税」とは、地方税法のうち道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）に関する部分を呼称したものです。

４　過去に免除決定された科目及び研究の認定を受けた科目の受験申込みはできません。

５　税理士資格を有している者は受験できません。

⑶　合格

合格基準点は各科目とも満点の60パーセントです。合格科目が会計学に属する科目２科目及び税法に属する科目３科目の合計５科目に達したときに合格者となります。

⑷　適用法令等

今回の試験で適用すべき法令等は、令和７年４月４日（金）現在施行のものとします。

２　受験地

試験は、北海道、宮城県、埼玉県、群馬県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県及び沖縄県において行います。受験地は、受験申込者数等の状況に応じて追加することがあります。

また、受験申込後における受験地の変更は認められません。

なお、実際に試験を受ける会場（試験場）は受験票に記載して通知します（試験場の希望は受け付けません。）。受験票に記載された試験場以外での受験は認められません。

（注）１　受験票交付前の電話等による具体的な試験場に関する問合せには応じません。

２　試験場へ直接問い合わせることはしないでください。

３　試験日前に試験場内の下見はしないでください。

４　試験当日は受験者各自の判断で試験場までの安全を最優先に行動してください。

3　申込用紙の交付

⑴　交付期間

令和７年４月７日（月）から令和７年５月９日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日等は除く。）

⑵　交付場所

各国税局・沖縄国税事務所（以下「国税局等」という。）（20ページ参照）

⑶　交付時間

午前９時から午後５時まで

⑷　郵送で申込用紙を請求する場合

令和７年４月７日（月）から令和７年４月25日（金）まで（当日までの通信日付印有効）に国税局等（20ページ参照）宛に、以下の点に注意して請求してください。

なお、この請求期限後（令和７年４月26日（土）以降の通信日付印）に請求した場合には申込用紙を送付しません。

イ　郵送する封筒の表面に「税理士請求」と赤書きすること。

ロ　郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（Ａ４判大）に必ず180円分の切手を貼り同封すること（返信用封筒の同封がない又は切手を貼っていない場合等には送付しません。）。

ハ　１人１部ずつ請求すること。

4　申込書類の郵送

⑴　受付期間

令和７年４月21日（月）から令和７年５月９日（金）まで（当日までの通信日付印有効）

⑵　郵送先・郵送方法

申込書類は、試験を受けようとする受験地を管轄する国税局等（20ページ参照）へ、受験者ごとに郵送してください。

申込書類は国税局等に直接持参しても受理しません。また、２か所以上の国税局等に申込書類を郵送することはできません。

なお、郵送する際は次の点に注意し、上記⑴の受付期間内にできる限り早く申し込んでください。

イ　申込書類を完備していること（４ページ「５　申込書類及び作成上の注意事項」参照。申込書類に不備がある場合には、電話連絡等により補正を依頼しますが、不備が補正されない場合には、その申込書類を受理しません。）。

ロ　受験票の裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記し、85円分の切手を貼ること（切手を貼っていない又は金額が不足する受験票は送付しません。また、返信用封筒を同封する必要はありません。）。

ハ　封筒（Ａ４判大）の表面に「税理士受験」と赤書きし、必ず「一般書留」、「簡易書留」又は「特定記録郵便」で送付すること（封筒に差出人の住所及び氏名を記載すること。）。

ニ　複数人の申込書類を１つの封筒に同封しないこと。

ホ　受付は上記イ～ニの条件を全て満たしているもので、令和７年５月９日（金）までの通信日付印のあるもの（料金後納又は別納郵便においては、令和７年５月９日（金）までに到着したもの）に限り受け付けます。

（注）　受験申込後における申込内容の変更や申込みの取消しは認められません。

⑶　受験票の送付

受験票は、令和７年６月23日（月）以降順次郵送しますが、令和７年７月11日（金）までに受験票が到着しない場合は、受験を申し込んだ国税局等（20ページ参照）にお問合せください（ご連絡がない場合、受験票は到着したものとみなします。）。

⑷　ｅ－Ｔａｘにより受験申込みをする場合

16ページ「ｅ－Ｔａｘによる税理士試験受験申込み等について」参照

⑸　受験手数料

受験手数料は、受験申込科目数（免除申請する科目は含みません。研究の認定を申請する科目については９ページ「別記３」を参照してください。）に応じ、次のとおりとなっています。

受験願書の所定の箇所に受験申込科目数及び受験手数料を記入の上、過不足がないように受験手数料分の収入印紙を消印しないで貼付してください（現金・切手・登記印紙・証紙等は不可）。

なお、納付された受験手数料は受験しなかった場合においても還付しません（税理士法第９条第３項）。

受験申込科目数	１　科　目	２　科　目	３　科　目	４　科　目	５　科　目
受　験　手　数　料	4,000円	5,500円	7,000円	8,500円	10,000円

⑹　身体に障害がある場合等の特別措置

身体に障害がある者又は妊娠中の者等、受験時に特別な措置を希望する者は、受験申込みをする前に受験を申し込む国税局等（20ページ参照）に照会してください。

５　申込書類及び作成上の注意事項

受験申込みをする際には次の書類が必要です。書類に不備がある場合には受理しません。

書　類　名	作　成　上　の　注　意　事　項　等
受　験　願　書	１　所要事項を記載した上、３ページ「４⑸　受験手数料」を参照し、受験手数料分の収入印紙を消印しないで過不足なく貼ってください。 ２　個人番号（マイナンバー）の記載に併せて、個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の写しを添付してください。
受　験　申　込　書 （　兼　写　真　票　）	１　10～11ページの「税理士試験受験申込書記載要領」をよく読んで記入してください。 ２　顔写真の裏面に氏名を記入し、所定の箇所にのりづけして貼ってください（フィルムシートは、のりづけした写真の上から貼ってください。）。 ３　写真の規格 ⑴　大きさは、縦45㎜×横35㎜のもの（パスポート申請用と同じサイズ） ⑵　脱帽・正面向・顔中心の人物配置で背景が無地のもの ⑶　カラー写真であること ⑷　申込日前６か月以内に撮影したもの （注）１　受験時に眼鏡を使用する場合は眼鏡をかけて撮影してください（色付きの眼鏡や照明が眼鏡に反射したもの等は不適当）。 ２　上記の規格に合わないものや、不鮮明なもの、人物像が小さいもの、カラーコピーやスナップ写真を切り抜いたものなど受験写真として不適当なものは受理しません。 ３　デジタルカメラで撮影した写真を使用する場合には、必ずデジタルカメラ専用の印画紙等に印刷してください(画像の粗いもの、コピー用紙に印刷したものは受理しません。)。
受　験　票	太枠内に氏名を記入し、裏面に郵便番号、住所及び氏名を明記した上で、85円分の切手を貼ってください（切手を貼っていない又は金額が不足する受験票は送付しません。）。
（税法に属する科目受験者のみ） 受験資格を有することを証する書面	税法に属する科目を受験する者は、下記「別記１」を参照し、受験資格を有することを証する書面（Ａ４用紙にコピー又は貼付したもの。）を提出してください。
（該当者のみ） 一部科目合格（免除）通知番号が確認できる書面	一部科目合格（免除決定）者は、合格（免除）済科目が全て記載された「税理士試験等結果通知書」、「一部科目合格（免除決定）通知書」又は国税審議会会長が発行する「証明書」（いずれの書面もコピーも可）を提出してください。
（該当者のみ） 学識等による一部科目の試験免除申請等に必要な書面	一部科目の試験免除の申請は、受験申込みと併せて行う必要があります。８ページ「別記２」を参照し、必要な書面を提出してください。また、修士の学位等取得者のうち、平成14年４月１日以降に大学院の課程に進学した方が一部科目の試験免除を申請するためには、研究の認定を受ける必要があります。研究の認定を申請する場合には、９ページ「別記３」を参照してください。

別記１　受験資格を有することを証する書面（税法に属する科目を受験する者のみ提出）

※各種証明書の発行日に制限はありません。

イ　前回までに受験申込みをしたことのある者

○　一部科目合格（免除決定）者

受　験　状　況			提出する書面※いずれもコピー可（注８）
令和４年度（第72回）以前に一部科目合格（免除決定）している場合			一部科目合格（免除）通知番号が確認できる書面をＡ４用紙にコピーしたもの（注３・４・５）
令和５年度（第73回）以降に一部科目合格（免除決定）している場合	令和５年度（第73回）以降に税法科目を受験した場合		一部科目合格（免除）通知番号が確認できる書面をＡ４用紙にコピーしたもの（注３・４・５）
	令和５年度（第73回）以降に税法科目を受験していない場合	令和４年度（第72回）以前の「受験票」又は令和４年度（第72回）以前の「税理士試験結果通知書」を所持している場合	左記の書面をＡ４用紙にコピーしたもの（受験票の場合、両面が分かるもの）及び一部科目合格（免除）通知番号が確認できる書面（注２・３・４・５・６）
		上記の書面を所持していない場合	５ページの「ロ　新規受験者」の提出する書面及び一部科目合格（免除）通知番号が確認できる書面（注１・２・３・４・５・７）

○　合格（免除決定）科目のない者

受　験　状　況		提出する書面※いずれもコピー可（注８）
令和５年度（第73回）以降に税法科目を受験した場合	税法科目を受験した年の「税理士試験結果通知書」を所持している場合	左記の書面をＡ４用紙にコピーしたもの（注１・２）
上記以外の場合	令和４年度（第 72 回）以前の「受験票」又は令和４年度（第 72 回）以前の「税理士試験結果通知書」を所持している場合	左記の書面をＡ４用紙にコピーしたもの（受験票の場合、両面が分かるもの）（注１・２・６）
	上記の書面を所持していない場合	５ページの「ロ　新規受験者」と同じ取扱い（注７）

（注）１　「税理士試験結果通知書」には、「この税理士試験結果通知書は、来年度以降実施する試験の受験資格を有することを証する書類として使用できます。」と記載がありますが、令和５年度（第73回）以降に税法科目を受験していない場合は使用できませんので注意してください。

２　令和５年度（第73回）以降の受験票は、受験資格を有することを証する書面として使用できません。

３　「一部科目合格（免除）通知番号が確認できる書面」とは、合格（免除）済科目が全て記載された「税理士試験等結果通知書」、「一部科目合格（免除決定）通知書」又は国税審議会会長が発行する「証明書」をいいます。なお、一部科目合格通知書の直近分が昭和60年度以前のものである場合には、合格済みの全科目分の通知書のコピーが必要となります。

４　提出する書面に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合で、改姓届が未提出の方は受験申込書の「(5)旧姓」欄の記入及び改姓前後の氏名が確認できる書類の写し（例：戸籍謄本（抄本））の提出が必要です。

５　国税審議会会長が発行する「証明書」が必要な方は、14ページ「９(2)　税理士試験等結果通知書又は一部科目合格（免除決定）通知書を紛失した場合の取扱い」を参照してください。

６　受験票等の氏名と現在の氏名とが異なっている場合には、証明書類として改姓前後の氏名が確認できる書類の写し（例：戸籍謄本（抄本））の提出が必要です。

７　税理士試験宛名カードは、受験資格を有することを証する書面として使用できません。

８　過去に原本を提出済であったとしても、提出する書面欄に記載のある書面の提出が再度必要です。

ロ　新規受験者（税法に属する科目を受験する者）※次のⒶ～Ⓓのいずれかに該当する必要があります。

受　験　資　格			提出する書面(注１～５)※いずれもコピー可
Ⓐ学識	大学、短大又は高等専門学校を卒業した者で、社会科学に属する科目を１科目以上履修した者（注６）		成績証明書 （卒業年月の記載がないものは卒業証明書も必要）
	大学３年次以上の学生で社会科学に属する科目を含め62単位以上を取得した者（注６・７）	成績証明書（大学３年次以上であることが確認できるもの） （年次の記載がないものは大学３年次以上であることが確認できる書類（年次の記載がある在籍証明書等）も必要 ※　大学３年次以上であることが確認できない成績証明書の提出が多いので注意してください。）	
	専修学校の専門課程（①修業年限が２年以上かつ②課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上に限る。）を修了した者等で、社会科学に属する科目を１科目以上履修した者（注６）	成績証明書（卒業年月の記載がないものは卒業証明書も必要） 及び 学校教育法第132条の規定に該当する専修学校の専門課程証明書 （当該専門課程が左欄の①及び②の要件を満たす課程であることについて都道府県知事等が発行した証明書を専修学校が原本証明したもの）	
	司法試験に合格した者		所管官庁の合格証明書
	旧司法試験法の規定による司法試験の第二次試験又は旧司法試験の第二次試験に合格した者		
	公認会計士試験短答式試験合格者 （平成18年度以降の合格者に限る。）		公認会計士・監査審査会会長発行の「公認会計士試験短答式試験合格通知書」又は「短答式試験合格証明書」
	公認会計士試験短答式試験全科目免除者		公認会計士・監査審査会会長発行の「公認会計士試験免除通知書」又は「免除証明書」
Ⓑ資格	日本商工会議所主催簿記検定試験１級合格者		日本商工会議所発行の合格証明書 （合格証書は不可）
	公益社団法人全国経理教育協会主催簿記能力検定試験上級合格者（昭和58年度以降の合格者に限る。）		公益社団法人全国経理教育協会発行の合格証明書 （合格証書は不可）
	会計士補	日本公認会計士協会発行の登録証明書	
	会計士補となる資格を有する者	公認会計士・監査審査会発行の旧公認会計士試験第二次試験合格証明書又は同試験の免除科目が全科目に及ぶことを証する書面	

<table>
<tr><td rowspan="6">Ⓒ
職
歴</td><td rowspan="6">右欄の事務又は業務に通算２年以上従事した者</td><td>弁理士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・不動産鑑定士の業務</td><td>登録証明書及び当該業務に２年以上従事したことを証する書面（同業者２人以上の証明）（注11）</td></tr>
<tr><td>法人又は事業を営む個人の会計に関する事務（注８）</td><td rowspan="5">職歴証明書（注12）
（様式は、７ページ「ハ　職歴証明書の様式」の例によること）</td></tr>
<tr><td>税理士・弁護士・公認会計士等の業務の補助の事務</td></tr>
<tr><td>税務官公署における事務又はその他の官公署における国税若しくは地方税に関する事務</td></tr>
<tr><td>行政機関における会計検査等に関する事務（注９）</td></tr>
<tr><td>銀行等における貸付け等に関する事務（注10）</td></tr>
<tr><td>Ⓓ
認
定</td><td colspan="2">国税審議会より受験資格に関して個別認定を受けた者（注13）</td><td>国税審議会会長発行の受験資格認定通知書</td></tr>
</table>

（注）１　卒業証書や合格証書、成績通知書は受け付けませんので、必ず証明書を提出してください。
いずれの書面もコピーしたものを提出することが可能です。
封入された証明書等は事前に開封し、記載事項を確認した上で提出してください。

２　証明書等の氏名と現在の氏名が異なる場合は、改姓前後の氏名が確認できる書類の写し（例：戸籍謄本（抄本））の提出が必要です。

３　Ａ４規格でない証明書や戸籍謄本（抄本）等は、Ａ４用紙にコピー又は貼付してください。

４　証明書等の住所と現在の住所が異なる場合でも受験申込みに支障はありません。

５　他の国家試験の合格証明書等を提出して受験を申し込む者については、当該試験の実施機関に照会する場合があります。

６　社会科学に属する科目の例としては18ページ「税理士試験についてのＱ＆Ａ」（Ｑ「社会科学に属する科目」にはどのような科目が該当しますか。）を参照してください。

７　一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目という従来の４区分制を採用している大学等において社会科学に属する科目を含め36単位（外国語及び保健体育科目を除く最低24単位の一般教育科目が必要）以上を取得した者を含みます。

８　「法人又は事業を営む個人の会計に関する事務」とは貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理する会計に関する事務をいい、例えば簿記の原則に従い取引仕訳を行う事務、仕訳帳等から各勘定への転記事務、決算手続に関する事務、財務諸表の作成事務等が該当します。
しかし、簿記会計に関する知識がなくてもできる単純な事務（例えば、電子計算機を使用して行う単純な入出力事務など）は該当しません。

９　「行政機関における会計検査等に関する事務」とは次のとおりです。
①　会計検査院の職員の行う租税（関税、とん税及び特別とん税を除く。）収入に関する検査事務
②　地方公共団体の監査委員又はその補助職員の行う租税収入に関する監査事務
③　法人又は事業を営む個人の会計に関する事務について法令の規定に基づいて行う検査事務
④　財政融資資金の運用に関して行う運用先の監査事務
⑤　金融証券検査官の行う金融検査事務又は検査事務
⑥　証券検査官の行う検査事務
⑦　証券取引特別調査官の行う犯則事件の調査事務
⑧　金融機関再建整備法又は企業再建整備法の規定に基づいて行う整備計画書又は最終処理方法書の審査事務

10　「銀行等における貸付け等に関する事務」とは銀行、信託会社、保険会社又は特別の法律により設立された金融業務を営む法人（例えば日本銀行、日本政策金融公庫等）における資金の貸付け又は有価証券に対する投資に関して行う貸付先又は投資先の業務及び財産に関する帳簿書類の審査事務並びに当該審査事務を含む資金の貸付け又は有価証券に対する投資に関する事務（貸付先の経理についての審査を含む。）をいいます。

11　２年以上業務に従事したことを証する書面は、７ページ「ハ　職歴証明書の様式」の例によってください。

12　複数の事務又は業務を通算する場合、それぞれの勤務先からの職歴証明書が必要となります。

13　Ⓐ、Ⓑ及びⒸには該当しないが、次に掲げるような事由により受験しようとする場合には、あらかじめ国税審議会の個別認定を受けてください。
①　社会科学に属する科目に関し、「Ⓐ学識」に掲げる者と同等以上の学識を有すると認められること
②　「Ⓒ職歴」に掲げる事務又は業務に類していると認められるものに、２年以上従事したこと

大学等で履修した科目が「社会科学に属する科目」に該当するかどうかの判定や、従事した事務が「法人等の会計に関する事務」に該当するかどうかの判定は、「Ⓓ認定」に掲げる受験資格の認定申請の対象ではありません（上記「注６」、「注８」参照）。また、「法人等の会計に関する事務」に該当するかどうかが不明な場合は最寄りの国税局等又は国税審議会（20ページ参照）へご照会してください。

〔個別認定申請先〕

〒100-8978
東京都千代田区霞が関３丁目１番１号
国税庁内
国税審議会会長

※　受験申込みの送付先(国税局等（20ページ参照）)とは異なりますのでご注意ください。

〔個別認定申請に必要な書類〕

①　受験資格認定申請書(用紙の請求方法は、14ページ「９(1)　各種申請用紙等の請求方法」を参照)

②　学識、職歴、事務又は業務の内容を証明する書面

※　「社会科学に属する科目」及び「法人等の会計に関する事務」に該当するかどうかの判定は対象ではありません。

③　郵便番号、住所及び氏名を明記し、一般書留であれば620円、簡易書留であれば490円、特定記録郵便であれば350円分の切手を貼ったＡ４判大の返信用封筒

④　個人番号（マイナンバー）の記載に併せて、個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の写しを添付してください。

〔申請時期〕

いつでも受け付けていますが、審査に相応の期間を要しますので、今回の試験（第75回）に受験を申し込む予定の方は令和７年４月18日（金）までに必着するように申請してください。

ハ　職歴証明書の様式

職歴証明書の様式は、Ａ４用紙を使用し、下記の例により作成してください。
事務内容は単に「経理一般」等とは記載せず、その内容を出来る限り具体的に記載してください。
なお、２か所以上の勤務先の従事期間を通算する場合には、それぞれの勤務先の証明書が必要となります。
おって、証明書の発行日に制限はありません。

職　歴　証　明　書

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

期　　間	事　務　内　容
○年○月○日～○年○月○日（　年　月間）	（詳細に記入してください。）
○年○月○日～○年○月○日（　年　月間）	（詳細に記入してください。）

（事務内容が異なるごとに記入してください。）

上記のとおり相違ないことを証明する。

○年○月○日

会社等の所在地・電話番号
会　社　等　の　名　称
会社等の代表者又は人事責任者

別記２　学識、資格又は職歴による試験の免除を申請する場合の時期及び提出書面

１　今回、免除決定されても試験科目の全部が免除とならない場合（一部科目免除申請）

⑴　申請時期

受験申込受付期間内（１科目以上の受験申込みをした上で申請）に限ります。

（受験申込科目数に応じた受験手数料分の収入印紙が必要となります。）

⑵　提出書面（証明書類については、コピーを指定されたもの以外は原本とし、Ａ４規格でないものは、Ａ４用紙に貼った上で提出してください。）

区　　分	提　出　す　る　書　面
修士（平成14年３月31日以前に大学院の課程に進学した方）（注１）又は博士の学位取得者	①　学位取得証明書 （「修士（法学）」、「修士（商学）」等の学位名が記載されたもの） ②　成績証明書 （①又は②で入学年月が確認できない場合は「在籍期間の証明書」も必要） ③　学位論文の概要（Ａ４判で12,000～16,000字程度の分量にまとめ左とじしたもの） ④　学位論文本文の目次（ページ数が記入されているもの）及び参考（引用）文献目録のコピー ⑤　論文の内容についての指導教授の証明書（注２）
公認会計士試験合格者	公認会計士・監査審査会発行の合格証明書
公認会計士試験論文式試験（会計学）合格者	公認会計士・監査審査会発行の論文式試験一部科目免除資格証明書
会計士補	日本公認会計士協会発行の登録証明書
会計士補となる資格を有する者	公認会計士・監査審査会発行の旧公認会計士試験第二次試験合格証明書又は同試験の免除が全科目に及ぶことを証する書面
大学の教授等	①　履歴書 ②　大学学則 ③　職歴証明書（担当科目ごとの在職期間を学長が証明したもの） ④　担当科目の時間数内訳証明書 ⑤　申請に係る科目を内容とする研究論文及び著書の目録 ⑥　講義概要（講義要項）等（注３）
税務経歴による者	任命権者による職歴証明書 （様式は７ページ「ハ　職歴証明書の様式」にならい、事務内容（①所属官職、税目の別、②賦課事務、立案事務又はその他の事務の別）を明記すること）

２　今回、免除決定されることにより試験科目の全部が免除となる場合（全科目免除申請）

⑴　申請時期

随時、国税審議会会長宛に一般書留、簡易書留又は特定記録郵便により提出できます。

⑵　提出書面（Ａ４規格でないものは、Ａ４用紙に貼った上で提出してください。）

①　税理士試験免除申請書（注２・４）

②　上記の一部科目免除申請の該当区分に応じた提出する書面

③　合格（免除）済科目がある場合

税理士試験等結果通知書又は一部科目合格（免除決定）通知書（一部科目合格通知書の直近分が昭和60年度以前のものである場合には、合格済みの全科目分）のコピー

④　郵便番号及び宛先を明記し、一般書留であれば620円、簡易書留であれば490円、特定記録郵便であれば350円分の切手を貼ったＡ４判大の返信用封筒

（注）１　平成14年４月１日以降に大学院の修士課程に進学した方は研究の認定を受ける必要がありますので、９ページ「別記３」の手続を行ってください。

２　用紙の請求方法は、14ページ「９⑴　各種申請用紙等の請求方法」を参照してください。

３　講義概要（講義要項）等で具体的な講義内容が分からない場合には、別途講義内容を説明する資料が必要になります。

４　税理士試験免除申請書については、個人番号（マイナンバー）の記載に併せて、個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の写し（例えば、マイナンバーカードや住民票の写し）の提出が必要です。

別記３　研究の認定を申請する場合の時期及び提出書面（平成14年４月１日以降大学院修士課程進学者）

過去の試験において申請する科目の一部科目に合格（①会計学に属する科目を申請する場合は、簿記論又は財務諸表論のいずれかに合格、②税法に属する科目を申請する場合は、所得税法、法人税法等の税法に属する科目のうちいずれか１科目以上に合格）していなければ研究の認定を申請することができません。

１　今回、認定を受けても試験科目の全部が免除とならない場合

⑴　申請時期

受験申込受付期間内（１科目以上の受験申込みをした上で申請）に限ります。
（受験申込科目数に応じた受験手数料分の収入印紙が別途必要となります。）

⑵　提出書面（証明書類については、コピーを指定されたもの以外は原本とし、Ａ４規格でないものは、Ａ４用紙に貼った上で提出してください。）（注１）

①　研究認定申請書(認定手数料として8,800円分の収入印紙を消印しないで貼ること）（注２・５）
②　学位取得証明書（「修士（法学)」、「修士（商学)」等の学位名が記載されたもの）
③　成績証明書（注３）
（②又は③で入学年月が確認できない場合は「在籍期間の証明書」も必要）
④　修士の学位等取得に係る学位論文のコピー（学位論文の表紙、目次(ページ数が記入されているもの)及び参考（引用）文献目録を添付する。）
⑤　論文の内容及び修士の学位等取得に係る論文であることについての指導教授の証明書（注２）
⑥　履修要項等における修了した研究科の履修規定のうち、修了要件（在籍期間、必要単位数、修士論文の審査に合格等の条件)が記載された部分のコピー
⑦　講義概要（講義要項）等のうち履修した全科目の担当教授、講義内容及び単位数が記載された部分のコピー(注４)
⑧　合格科目を証する税理士試験等結果通知書又は一部科目合格（免除決定）通知書（一部科目合格通知書の直近分が昭和60年度以前のものである場合には、合格済みの全科目分）のコピー

２　今回、認定を受けることにより試験科目の全部が免除となる場合

⑴　申請時期

随時、国税審議会会長宛に一般書留、簡易書留又は特定記録郵便により提出できます。

⑵　提出書面（Ａ４規格でないものは、Ａ４用紙に貼った上で提出してください。）（注１）

①　研究認定申請書兼税理士試験免除申請書（注２・５）
(認定手数料※分の収入印紙を消印しないで貼ること)
※　全部科目免除申請に係る認定手数料は「税法に属する科目」又は「会計学に属する科目」のいずれか一方を認定申請する場合は8,800円、「税法に属する科目」及び「会計学に属する科目」の双方を同時に認定申請する場合は17,600円となります。
②　上記１に掲げる②～⑧の書面
③　郵便番号、住所及び氏名を明記し、一般書留であれば620円、簡易書留であれば490円、特定記録郵便であれば350円分の切手を貼ったＡ４判大の返信用封筒

（注）１　申請内容によっては提出書面のほかに、国税審議会が必要があると認めた書類の提出を求める場合があります。
２　用紙の請求方法は、14ページ「９⑴　各種申請用紙等の請求方法」を参照してください。
３　当該申請に係る科目を内容とする単位(４単位以上)については科目名を○印で囲んでください。
４　申請に係る科目については、講義概要(講義要項)等で具体的な講義内容が分からない場合には、別途講義内容を説明する資料が必要になります。
５　研究認定申請書兼税理士試験免除申請書については、個人番号（マイナンバー）の記載に併せて、個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の写し（例えば、マイナンバーカードや住民票の写し）の提出が必要になります。

研究認定申請についての代表的な質問に対する回答を国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）内の「税理士試験情報（改正税理士法の「学位による試験科目免除」制度のＱ＆Ａ)」に掲載しておりますので、こちらもご覧ください。

【 ホーム＞税の情報・手続・用紙＞税理士に関する情報＞税理士試験＞改正税理士法の「学位による試験科目免除」制度のＱ＆Ａ 】

税理士試験受験

各項目の記入要領に従って、※印以外の箇所に黒又は青インキの筆記
ださい。）で記入し、所定の箇所に顔写真を貼ってください。
なお、書き損じは、二本線を引いて抹消し、訂正してください（訂
（注）氏名の文字や生年月日が戸籍と異なっていると、合格されても直

⑴　入力項目（受験申込書裏面のコード表を参照して、丁寧に記入してください。）

（注）受験地に埼玉県「０３」を記入した場合は、埼玉県又は群馬県のいずれかの受験地になります。受験地の希望は受け付けません。

「一部科目合格通知番号（51～56）」欄……既に一部科
記入してください（（37～49）欄に「２」又は「８」を記
なお、沖縄税理士試験の一部科目に合格している方に
を記入してください。
《記　入　例》　通知番号　№091431……

「氏名（11～28）欄」……カタカナで記
濁点、半濁点は１字としてください。

「試験科目（37～49）」欄
各科目欄にそれぞれ該当するコード番号を記入してください。

①　受験申込みをする科目……１
（注１）　消費（42）及び酒（43）、また、住民（45）及び事業（46）は併せて選択することができません。
（注２）　「物品」に合格している場合は、消費（42）及び酒（43）の申込みはできません。

②　過去の試験で合格した科目……２
（注）過去の試験で合格した科目を免除申請しない場合は「２」に代えて、「８」を記入してください。
この場合、今回の試験の結果、コード番号「８」と記入した科目を含めて合格科目が５科目に達したとしても、「合格証書」は発行されませんので注意してください。　この場合には申請により「合格証書」に代えて「税理士試験免除決定通知書」を発行します（申請の方法等については、８ページ「別記２」参照）。

③　学識、資格又は職歴により免除申請する科目（既に免除決定を受けている場合を含む。）……３～７の該当するコード番号を次により記入してください。
イ　会計学に属する科目の免除申請をする場合
……簿記（37）及び財表（38）欄に記入してください。
ロ　税法に属する科目又は国税に関する科目の免除申請をする場合
……所得（39）、法人（40）及び相続（41）欄に記入してください。
ハ　地方税に関する科目の免除申請をする場合
……事業（46）及び固定（47）欄に記入してください。
（注）学識、資格又は職歴によって免除申請をする科目群の中に合格済科目がある場合は、その合格した科目欄には「２」と記入し、当該科目群中残りの科目については免除区分ごとのコード番号を記入してください。
《記入例》　事業税に合格している方が、修士の学位を取得し、税法に属する科目の免除申請をする場合

39	40	41		45	46	47	48	49
4	4				2			

④　平成14年４月１日以降に大学院の修士課程に進学した者が研究の認定を申請する場合（既に認定を受けている場合を含む。）…該当するコードを次により記入してください。
イ　修士の学位等取得に係る研究が会計学に属する科目等に関するものであることについて認定を申請する場合……簿記（37）及び財表（38）欄のうち合格している科目欄には「２」と記入し、それ以外の科目欄には「A」（既に認定を受けている場合は「B」）と記入してください。
ロ　修士の学位等取得に係る研究が税法に属する科目等に関するものであることについて認定を申請する場合……合格している税法科目欄に「２」と記入し、この「２」と合わせて税法科目が３科目となるように、所得（39）欄から順に「A」（既に認定を受けている場合は「B」）と記入してください。

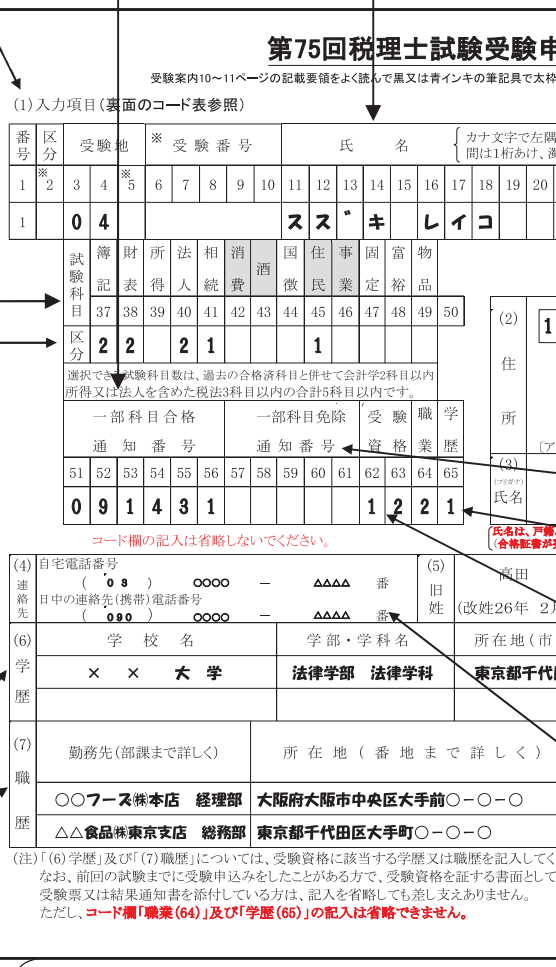

(6)学歴及び(7)職歴
受験資格に該当する学歴又は職歴を記入してく
に受験申込みをしたことがある方で、受験資格を
を添付している方は、記入を省略しても差し支え
（コード欄「職業（64）」及び「学歴（65）」の記入

◎受験申込科目の誤りが多い例（よく読んでから記入してください。）

試験科目	簿記	財表	所得	法人	相続	消費	酒	国徴	住民	事業	固定	申
コード番号	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	
例①	2	2	2	2	1			1				税法選択３科目超（合格済科目コード
例②	2	2	8		1	2				1		税法の必須科目が選択（「１」又は「
例③					2	1			1			税法は必須科目（所得又は法人）を含め相続を「８」に変更する。

申込書記載要領

記具（鉛筆・消せるボールペン等の修正可能な筆記具や赤インキは使用しないでく

正印不要）。
直ちに登録手続ができないことがありますから注意してください。

目に合格している方は必ずその通知番号を右詰めで
記入した全ての方が、記入することになります。）。
は、本邦の税理士試験委員委員長から通知された番号

51	52	53	54	55	56
0	9	1	4	3	1

記入し、姓と名の間は１マス空けてください。

「生年月日（29～35）」欄……戸籍どおり記入してください。

《記　入　例》昭和54年７月12日生（29欄の「３」は年号の“昭和”を示す。）

29	30	31	32	33	34	35
3	5	4	0	7	1	2

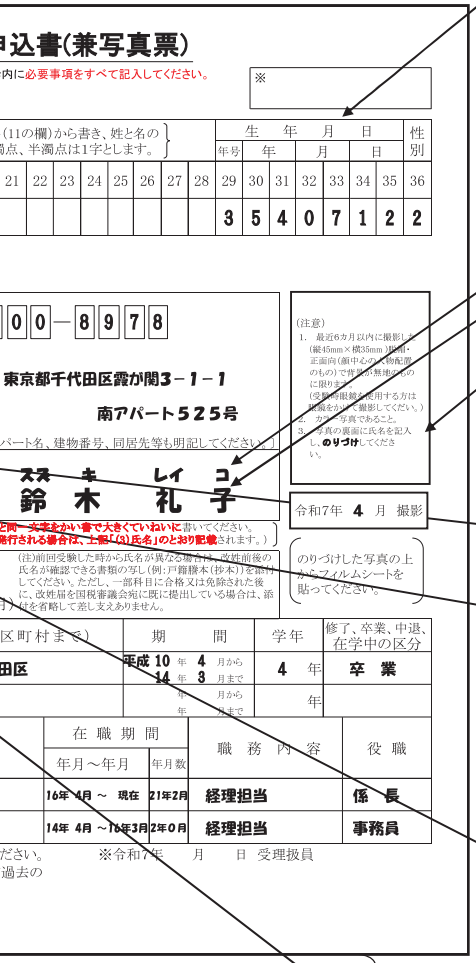

(3)氏名……かい書で戸籍どおりの文字を丁寧に記入してください。
（注）既に一部科目に合格又は免除されている方が改姓した場合で、国税審議会会長宛に「改姓届」が未提出の場合には、申込書に改姓前後の氏名が確認できる書類の写し（例：戸籍謄本（抄本））を添付して提出してください。なお、合格科目又は免除科目のない方で受験資格を有することを証する書面と氏名が異なる場合は、申込書に改姓前後の氏名が確認できる書類の写し（例：戸籍謄本（抄本））を添付してください。

のりづけした写真の上から、フィルムシートを貼ってください。

「一部科目免除通知番号（57～61）」欄……学識、資格又は職歴により試験科目のうち一部の科目について免除決定を受けた方は、その通知番号を右詰めで記入してください。

《記　入　例》　　通知番号　№9245……

57	58	59	60	61
0	9	2	4	5

「学歴（65）」欄……大学院修了又は在院中の方は「１」と記入してください。

「受験資格（62～63）」欄
① (6)「学歴」及び(7)「職歴」の記入を省略する場合も必ず記入してください。
② 受験資格要件の２以上の事務又は業務に従事している場合には、主たるものを記入してください。
③ 会計学に属する科目のみを受験する方は「00」と記入してください。
④ 短大を卒業又は大学３年次以上の学生等は「12」と記入してください。
⑤ 過去に受験したことを証する書面で受験する方又は一部科目合格者の場合には、当初受験した時の受験資格を記入してください。ただし、当初受験した時の受験資格が「00」で、今回の試験で税法に属する科目を受験する場合には、「00」ではなく、該当する受験資格区分を記入してください。
⑥ 税理士試験「受験資格認定通知書」を所持している方（６ページ（注13）参照）のみ「99」と記入してください。

（注）「受験資格（62～63）」欄、「職業（64）」及び「学歴（65）」欄は、記入漏れが多いため注意してください。

(4)連絡先「日中の連絡先（携帯）電話番号」欄……勤務先の電話番号や携帯電話の電話番号など、日中に最も連絡のとれる電話番号を記入してください。

ください。ただし、前回の試験まで
証する書面として過去の受験票等
とありません。
は省略しないでください。）

込　内　容　の　変　更　を　要　す　る　事　項
「２」を含む）のため、税法申込み２科目中１科目を取り消すか、所得又は法人を免除申請しない「８」にする。
２」）されていないため、所得を「２」にした上で、消費を「８」に変更する又は相続・事業のいずれかの申込みを取り消す。
た３科目以内(合格済科目コード「２」を含む)の選択に限られているため、税法申込み２科目（消費・住民）中１科目を取り消すか、

6　受験心得

⑴　各科目の試験開始前に注意事項等の説明を行いますので、着席時刻（１ページ「試験実施日程等」参照）までに必ず着席してください。なお、着席時刻までに着席していない場合は、受験を拒否することがあります。おって、着席後、自分の受験番号の席に着席しているかどうか、必ず確認してください。誤った席に着席している場合は、欠席扱いとなります。

（注）受験者以外の者（試験を欠席した者を含む。）には、試験問題等は交付しません。

⑵　受験の際は必ず受験票を持参し、試験中は試験官に見えるように机上に置いてください。
なお、受験票を持参していない者は受験できません。

（注）受験票を紛失した場合には、受験を申し込んだ国税局等（20ページ参照）へ令和７年７月15日（火）から令和７年７月30日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日等は除く。）に事前に電話で連絡の上、身分を証する書類（運転免許証等）を持参し再交付の申請を行ってください（郵送による受験票の再交付は行っておりません。）。

⑶　試験中は、受験票、筆記具、修正液又は修正テープ、計算器具（そろばん又は計算機）、定規及び時計（ストップウォッチも可）以外（例えば、スマートウォッチ等のウェアラブル端末、タブレット端末、スマートフォン等の通信機器（必ず電源を切ること）、法規集、下敷、耳栓、タオル、扇子等）のものは、机上及び机の中に置かずに、全てかばん等（不必要なものを全て収納する事ができ、口が閉まるもの、床の上に置いてよいもの）の中にしまい、足元に置いてください。ただし、ハンカチ、ポケットティッシュ、マスク及びその他持込みを許可されたものは机上に置いたり、使用しても差し支えありませんが、試験官が試験実施上不正の疑い等があると判断した場合は使用を認めない場合があります。

（注）１　試験中は、音（音階、音声等）を発するものは使用を認めません。

２　計算機は、次のイ～ニの基準の全てに該当する場合のみ使用を認めます。

イ　電源内蔵式で、音（音階、音声等）を発しないもの

ロ　数値を表示する部分がおおむね水平であるもの

ハ　外形寸法がおおむね次の大きさを超えないもの　26cm×18cm

ニ　演算機能のみを有するもの（紙に記録する機能、計算過程を遡って確認できる機能※、プログラムの入力機能等を有するものは使用できません。ただし、消費税の税込み・税抜き計算機能のみを有しているものは使用できます。）

※　「計算過程を遡って確認できる機能」とは、例えば、本人が入力した計算式や計算過程を記憶し、遡って画面上で計算式や計算過程を確認できる機能をいい、計算結果（答え）のみを確認する機能（アンサーチェック（検算）機能（１回前の計算結果と答えを自動的に照合できる機能））はこれに該当しません。

３　ホチキスの持込みは認めません。
一部の科目については答案用紙の左上をホチキス留めした状態で配付します。ホチキス留めを外さずに答案を作成してください。

⑷　試験中の飲食は原則禁止としていますが、水分補給のため１ℓ以下の蓋付きの容器に入った飲料１本に限り、試験中、自己の責任において、机上に置いて飲むことを認めます。ただし、ペットボトルカバー等の使用は認めません。

⑸　試験中は試験官の指示に従ってください。試験官の指示に従わない場合は、不正受験とみなされる場合があります。

⑹　答案の作成には、必ず黒又は青インキの筆記具を使用してください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、消せるボールペン等の修正可能な筆記具の使用は認めません。黒又は青インキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。なお、問題用紙及び計算用紙に限り鉛筆、色付ペン及びプラスチック製の消しゴムの使用を認めます。

⑺　試験中に日常的な生活騒音等（試験官の巡回による足音・監督業務上必要な発言・航空機・自動車・風雨・空調の音・周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音、計算機の打音、照明の点滅等）が発生した場合でも救済措置は行いません。

⑻　試験時間終了前に受験を終了すること（途中退室）は認めません。

⑼　不正受験（カンニング等）については、次のような処分が行われます。

①　不正受験をした者又はしようとした者に対して、試験の停止又は合格の取消し

②　①の処分を受けた者に対して、３年以内の期間を定めての受験禁止

⑽　感染症等への対応について

①　試験中に体調不良を感じた場合は、直ちにその旨を試験官に申し出てください。

②　マスクの着用は任意ですが、試験時間中の写真照合の際には、試験官の指示に従い、マスクを一時的に外してください。

7　合格者の発表

⑴　発表予定日

令和７年11月28日（金）

⑵　発表の方法（①から③の合格証書及び通知書は、11月28日(金)以降に到着するように郵送します。）

①　試験（５科目）合格者

合格証書を郵送するとともに、発表予定日に受験地・受験番号を官報及び国税庁ホームページに掲載します。なお、合格科目が５科目に達しても合格証書が発行されない場合があります（10ページ「試験科目（37～49）欄」②（注）参照）。

②　一部科目合格（免除決定）者又は研究の認定を受けた者

税理士試験等結果通知書を郵送します（今後の税理士試験の受験申込みに必要となる場合がありますので大切に保管してください。）。また、一部科目合格者については、発表予定日に受験地・受験番号を国税庁ホームページに掲載します。

③　合格点に達しなかった科目のある者

得点を表示した税理士試験結果通知書を郵送します。ただし、実際に受験した者に限ります。なお、税法科目を受験した方は、今後の税理士試験の受験申込みに当たり、受験資格を有することを証する書面として使用できますので、大切に保管してください。

（注）試験結果の文書が届かない場合には、令和７年12月８日（月）から令和７年12月22日（月）までに国税審議会税理士分科会宛【電話03(3581)4161（代表）】に照会してください（期限までに連絡がない場合、試験結果の文書は到着したものとみなします。）。ただし、試験問題、解答及び得点に関する照会には応じられません。なお、照会する際には受験地及び受験番号が必要となりますので、受験票は大切に保管してください。おって、受験者本人以外の者からの照会には応じられません。

8　届出事項の変更等

次のような事実が発生した場合には、速やかに国税審議会会長宛に(送付先住所は14ページ参照)下表の届出等をしてください。

⑴　受験者が受験申込後合格発表までの間に受験申込書に記載した住所を変更した場合……下表の①

⑵　受験者が受験申込後合格発表までの間に改姓した場合又は一部科目合格(免除決定)者が改姓した場合……下表の②

⑶　税理士試験等結果通知書に記載された一部科目合格通知番号が以前に受領した通知書の番号と異なる場合……下表の③

届出等の内容

届出事項／内容		① 住所変更届	② 改姓届		③ 一部科目合格通知番号統合願
届出が必要な者		受験者	受験者	一部科目合格（免除決定）者	一部科目合格（免除決定）者
届出時期		令和７年11月14日(金)（必着）まで		改姓後速やかに	合格発表後速やかに
届出用紙		受験案内と同じ大きさ（Ａ４判）の適宜な用紙（レポート用紙等）			
記載事項	受験地・受験番号	○	○		
	(フリガナ)氏名	○	新　旧	新　旧	○
	生年月日	○	○	○	○
	住所（郵便番号 電話番号）	新　旧	○	○	○
	一部科目合格(免除決定)通知番号	新住所が確認できる書類の写し（例：運転免許証（両面））	○（合格番号なしと記入）	○	○（各々の番号と合格科目）
添付書類			改姓前後の氏名が確認できる書類の写し（例：戸籍謄本（抄本））		税理士試験等結果通知書(写)

（注）１　受験申込以降に改姓や転居した場合には、上記届出時期までに、①又は②を必ず提出してください。なお、令和７年11月14日(金)までに提出がない場合には、申込時の住所地又は旧姓の宛先

へ試験結果の通知書が送付されます。おって、届出時期以降に転居した場合には、最寄りの郵便局へ速やかに転居届を提出してください。

2　住所変更届、改姓届及び一部科目合格通知番号統合願については、ｅ－Ｔａｘによる手続が可能です（17ページ「３　各種届出書等」参照。）。

3　一部科目合格（免除決定）時又は過去の受験時の住所と現在の住所が異なる場合であっても、特段の手続は必要ありません。

（Ａ４用紙）

住所変更届

・受　験　地＿＿＿＿＿＿＿＿
・受験番号＿＿＿＿＿＿＿＿
（フリガナ）
・氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
・生年月日　　年　　月　　日

・住　　所
新　〒＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話番号）　（　　）
旧　〒＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話番号）　（　　）

（Ａ４用紙）

改　姓　届

国税審議会会長　殿

受　験　地＿＿＿＿＿＿＿＿
受　験　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿
一部科目合格
（免除）通知番号＿＿＿＿＿＿＿＿
合格（免除）済科目　有・無

	（新）	（旧）
（フリガナ）		
（氏　　名）		
（生年月日）	年　月　日	
（住　　所）	〒	
（電話番号）	（　　）	

各種届出書送付先

〒100-8978
東京都千代田区霞が関３丁目１番１号
国税庁内
国税審議会会長

※　受験申込みの送付先（国税局等（20ページ参照））とは異なりますのでご注意ください。

９　その他

⑴　各種申請用紙等の請求方法

申請用紙等は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）内の「税理士試験に関するＱ＆Ａ」からダウンロードすることができます。

【 ホーム＞税の情報・手続・用紙＞税理士に関する情報＞税理士試験＞税理士試験に関するＱ＆Ａ 】

ご利用になれない場合は、返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を明記の上、110円分の切手を貼ったもの）を同封の上、必要な書類名を記載し、国税審議会会長宛に郵送にて請求してください。

⑵　税理士試験等結果通知書又は一部科目合格（免除決定）通知書を紛失した場合の取扱い

税理士試験等結果通知書及び一部科目合格（免除決定）通知書の再発行は行っておりません。紛失された方で当該通知書を必要な方には「証明書」を発行しますので、Ａ４判の用紙の「一部科目合格（免除）証明願」（用紙の請求方法は、上記⑴を参照）に、住所、氏名（ふりがな）、生年月日、電話番号、使用目的（提出先等）及び合格（免除）科目と合格（免除）年度を記入の上、現住所、氏名及び生年月日を確認できる書類の写し（運転免許証等）と返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を明記の上、110円分の切手を貼ったもの）を同封し、国税審議会会長宛（今回の試験（第75回）の受験申込みに使用される方は、令和７年４月18日（金）まで必着）に請求してください。

⑶　税理士登録

税理士登録に際しての実務経験や登録申請に必要な手続等に関する質問は、日本税理士会連合会【電話03(5435)0931（代表）】にお問合せください。

⑷　個人情報の取扱い

①　受験願書等に記入された個人情報は、税理士試験実施事務及び統計目的以外に利用することはありません。また、下記②の場合を除き、他へ提供することもありません。

②　合格者及び一部科目合格者の写真は、税理士登録の際の本人確認のために日本税理士会連合会へ提供いたします。

受験願書等を提出する前に今一度チェックを！！

受験申込時に誤りの多い項目や本年度の注意事項を記載していますので、受験願書等を提出される前に今一度内容等を確認してください。

□　住所・氏名欄は正しく丁寧に記載しているか。

番地や建物名を省略して記載した場合、受験票や試験結果の通知書が届かない場合があります。受験願書、受験申込書及び受験票への記載内容を確認してください。

また、氏名はかい書で、戸籍と同一文字を大きく丁寧に書いてください。

（注意すべき文字の例　　西・西　　四・皿　等）

□　写真は正しく貼付しているか。

縦45㎜×横35㎜のカラー写真を準備してください。規格の詳細は４ページ「５　申込書類及び作成上の注意事項」を参照してください。

□　郵便切手や収入印紙は正しく貼付しているか。

受験願書に貼付する収入印紙は金額に超過や不足が無いように貼付してください。また、受験票に85円分の切手を必ず貼付してください（切手が未貼付又は金額不足の受験票は送付しません。）。

受験申込科目数	１ 科 目	２ 科 目	３ 科 目	４ 科 目	５ 科 目
受 験 手 数 料	4,000円	5,500円	7,000円	8,500円	10,000円

□　申し込んだ科目を控えているか。

次のチェック欄を利用する又は受験申込書をコピーし、受験を申し込んだ科目を忘れないようにしてください。

８/５（火）　□簿記論　　□財務諸表論　　（□消費税法　又は　□酒税法）
８/６（水）　□法人税法　　□相続税法　　□所得税法
８/７（木）　□国税徴収法　　□固定資産税　　（□住民税　又は　□事業税）

□　受験申込書に記入漏れはないか。

○　**過去に合格や免除を受けた科目について、受験申込書に正しく記載しているか確認してください。**

受験申込書の裏面のコード表及び10・11ページの記載要領を再度確認してください。

なお、過去に合格や免除を受けた科目を有する場合には、一部科目合格（免除）通知番号の記載が必要となります。

おって、合格（免除）済科目が記載された通知書又は証明する書面の写しの提出が必要となります。

○　**次のコード欄の省略はできませんので、次のチェック欄を利用し、記入漏れが無いか再度確認してください。**

□　受験資格（コード62・63欄）
□　職業（コード64欄）
□　学歴（コード65欄）

□　申込書類は完備しているか。

○　４ページから11ページの「５　申込書類及び作成上の注意事項」を参照し、次のチェック欄を利用して不備や提出漏れがないか再度確認してください。

□　受験願書（※個人番号（マイナンバー）を**正しく記載しているか確認してください。**）
□　個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の写し（マイナンバーカードや住民票の写し）
□　受験申込書（兼写真票）
□　受験票
□　受験資格を有することを証する書面（税法に属する科目受験者のみ）
□　一部科目合格（免除）通知番号が確認できる書面（該当者のみ）
□　学識等による一部科目の試験免除申請等に必要な書面（該当者のみ）

ｅ－Ｔａｘによる税理士試験受験申込み等について

ｅ－Ｔａｘとは、自宅や事務所等からインターネットを利用して、申告、納税及び各種申請等ができるサービスです。

税理士試験については、受験申込み、研究認定申請及び各種届出書等の送信（提出）にご利用いただけます。

なお、ｅ－Ｔａｘソフトの利用に当たっては、マイナンバーカード等の電子証明書及びそれに対応するＩＣカードリーダライタが必要になります。

おって、ｅ－Ｔａｘソフトはｅ－Ｔａｘホームページからダウンロードできます。

※　ｅ－Ｔａｘで利用可能な電子証明書については、ｅ－Ｔａｘホームページをご覧ください。

１　受験申込み

⑴　申込書類の送信

ｅ－Ｔａｘにより「税理士試験受験願書」及び「第75回税理士試験受験申込書」に必要項目を入力し、受験申込受付期間内（令和７年４月21日（月）から令和７年５月９日（金）まで）に、試験を受けようとする受験地を管轄する国税局等（20ページ参照）に送信してください。

なお、受験申込受付期間外の送信は無効となります（ｅ－Ｔａｘの利用可能時間に注意してください。）。

⑵　添付書類等の提出

申込書類を送信後に「税理士試験受験願書」、「第75回税理士試験受験申込書」及び「添付書類送付書（受付結果を通知する際にメッセージボックスに配信されます。）」を印刷して、添付書類（受験票及び受験資格を証する書面等）とともに送信を行った国税局等（20ページ参照）に受験申込受付期間内に郵送で提出してください。

その際、受験願書に受験手数料分の収入印紙を「収入印紙貼り付け欄」に消印しないで貼るとともに、受験申込書の所定の箇所に顔写真を貼ってください（写真の規格は、４ページ「５　申込書類及び作成上の注意事項」参照。）。

なお、これらの書類が受験申込受付期間内に提出されない場合、添付書類に不備がある場合又は収入印紙が不足する場合には受験申込みは無効となります。

※　添付書類のうち、受験票は事前に国税局等（20ページ参照）から取り寄せる必要があります。

なお、郵送で取り寄せる場合は、令和７年４月25日（金）まで（当日までの通信日付有効）に国税局等（20ページ参照）宛に３ページ「３⑷　郵送で申込用紙を請求する場合」のとおり請求してください。

２　研究認定申請

この申請は、認定を受けても試験科目の全部が免除にならない場合に、税理士試験の受験申込受付期間内に１科目以上の受験申込みと併せて申請します（９ページ「別記３」１参照）。

⑴　申請書類の送信

ｅ－Ｔａｘにより「研究認定申請書」に必要項目を入力し、受験申込受付期間内（令和７年４月21日（月）から令和７年５月９日（金）まで）に送信してください。

なお、受験申込受付期間外の送信は無効となります（ｅ－Ｔａｘの利用可能時間に注意してください。）。

⑵　添付書類等の提出

必要項目を入力後に「研究認定申請書」を印刷し、認定手数料分の収入印紙を「収入印紙貼り付け欄」に消印しないで貼り、添付書類及び「添付書類送付書（受付結果を通知する際にメッセージボックスに配信されます。）」とともに受験申込受付期間内に受験地を管轄する国税局等（20ページ参照）に郵送で提出してください。税理士試験受験申込書も併せて提出してください。

3　各種届出書等

ｅ－Ｔａｘによりイメージデータで送信（提出）することができる届出書等は次のとおりです。
各種届出書等を提出される場合には、添付書類も併せてイメージデータで送信（提出）してください。
なお、ご利用方法等の詳細は、ｅ－Ｔａｘホームページ
（https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki_unsupported.htm）をご確認ください。
おって、受付期間外の送信は無効となります（ｅ－Ｔａｘの利用可能時間に注意してください。）。

⑴　住所変更届
⑵　改姓届
⑶　一部科目合格通知番号統合願
⑷　税理士試験一部科目合格（免除）証明願

※　税理士試験一部科目合格（免除）証明願をｅ－Ｔａｘで送信（提出）した場合でも、別途返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を明記の上、110円分の切手を貼ったもの）を国税審議会会長宛（各種届出書送付先（14ページ参照））に郵送にて送付する必要があります。

4　添付書類等を送付する場合の注意事項

受験申込み又は研究認定申請に係る添付書類等の郵送は、封筒の表面に「税理士試験　電子申請添付書類」と赤書きし、「一般書留」、「簡易書留」又は「特定記録郵便」で送付してください。
なお、令和７年５月９日（金）までの通信日付印のあるもの（料金後納又は料金別納郵便については令和７年５月９日（金）までに到着したもの）に限り受け付けます。

【ｅ－Ｔａｘの利用可能時間】

メンテナンス時間を除き、24時間ご利用いただけます。
⇒　利用可能時間の詳細は、
https://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm をご確認ください。

【ｅ－Ｔａｘに関するさらに詳しい情報】

ｅ－Ｔａｘホームページ（https://www.e-tax.nta.go.jp）
⇒　ｅ－Ｔａｘの最新情報やご利用に当たっての手続等について説明しています。

【ｅ－Ｔａｘに関する照会】

操作が不明な場合は、ｅ－Ｔａｘのヘルプデスクへお問い合わせください。
⇒　0570-01-5901

税理士試験についてのＱ＆Ａ

Ｑ　税理士試験には国籍、年齢の制限はありますか。

Ａ　税理士試験は国籍、年齢を問わず、受験可能です。

Ｑ　簿記論又は財務諸表論を受験したいのですが、Ｐ５の受験資格を満たす必要はありますか。

Ａ　ありません。令和５年度（第73回）税理士試験から、会計学に属する科目（簿記論及び財務諸表論）については、受験資格の制限がなくなり、どなたでも受験できるようになりました。

Ｑ　Ｂ大学の理学部（又はｂ短期大学の英文学科）を卒業しましたが、税法に属する科目の受験資格はありますか。また、卒業後に他のＣ大学や放送大学へ入学し、法律学を１科目以上履修した場合は、税法に属する科目の受験資格が認められますか。

Ａ　理学部や英文学科など社会科学以外に属する科目を主たる履修科目とする学部や学科の卒業者も、大学の一般教育科目等において、社会科学に属する科目を１科目以上履修していれば税法に属する科目の受験資格はあります。この場合は、成績証明書を添付してください。また、成績証明書に卒業年月の記載がないときは卒業証明書も必要となります。

なお、社会科学に属する科目を履修していないため、大学卒業後に他の大学や放送大学へ入学し、当該科目を履修した場合には、税法に属する科目の受験資格が認められますので、Ｂ（ｂ短期）大学の卒業証明書とＣ大学等の成績証明書を添付して申し込んでください。

Ｑ　Ｄ専門学校を卒業したのですが、税法に属する科目の受験資格はありますか。

Ａ　専修学校の専門課程（①修業年限が２年以上であり、②課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であることが必要）を修了した方が、社会科学に属する科目を１科目以上履修していれば、受験資格はあります。

この場合、成績証明書（卒業年月の記載がない場合には、卒業証明書も必要となります。）と学校教育法第132条の規定に該当する専修学校の専門課程証明書（修了した専門課程が上記①及び②の要件を満たす課程であることについて都道府県知事等が発行した証明書を専修学校が原本証明したもの）を添付してください。

Ｑ　「社会科学に属する科目」にはどのような科目が該当しますか。

Ａ　「社会科学に属する科目」には、改正前（令和４年度の税理士試験以前）の「法律学に属する科目」に該当していた、法学、法律概論、日本国憲法、民法、刑法、商法、行政法、労働法、国際法等、また、「経済学に属する科目」に該当していた、（マクロ又はミクロ）経済学、経営学、経済原論、経済政策、経済学史、財政学、国際経済論、金融論、貿易論、会計学、簿記学、商品学、農業経済、工業経済等の科目のほか、文系学部・理系学部を問わず、多くの学生に履修の機会があると考えられる、社会学、政治学、行政学、政策学、ビジネス学、コミュニケーション学、教育学、福祉学、心理学、統計学等の科目が該当します。

なお、その科目が「専門科目」ではなく、いわゆる「教養科目」や「共通科目」として位置づけられている場合であっても対象となります。

また、履修した科目が社会科学に該当するかどうかが科目の名称から判定しかねる場合には、授業内容が記載されている学生便覧（科目名、担当教授、時間数、授業内容等が記載されているもの）を取り寄せた後、文部科学省ホームページの「学科系統分類表」をご参照ください（https://www.mext.go.jp）。

【 トップ＞白書・統計・出版物＞統計情報＞学校基本調査＞学校基本調査について＞学科系統分類表 】

※　社会科学とは、一般に、人間集団や社会の在り方を主な研究対象とする学問領域を指していると考えられます。

Ｑ　現在、税理士試験の４科目（簿記論、財務諸表論、法人税法、相続税法）に合格していますが、今回、税法に属する科目を２科目（消費税法と国税徴収法）受験することはできますか。

Ａ　受験申込みの際、過去に合格した科目について税理士試験受験申込書の「試験科目」欄に受験申込等区分「８」（合格していて免除申請をしないもの）を記入することにより、２科目を受験することができま

す。

この場合、必須科目である簿記論、財務諸表論及び法人税法に「２」を記入し、相続税法については「８」を記入することにより、消費税法と国税徴収法の受験が可能となります。

なお、試験の結果が２科目とも合格の場合には、「合格証書」が発行されますが、１科目合格により相続税法を含めて５科目に達したとしても、「合格証書」は発行されず、試験後、全科目免除申請を行うことにより「税理士試験免除決定通知書」が発行されます。

Q　平成14年３月31日以前に大学院の課程に進学したものですが、博士又は修士の学位取得による試験免除を申請する場合の手続について教えてください。

A　過去に合格した科目や免除決定された科目を含めると、今回の学位取得（平成14年３月31日以前に大学院の課程に進学）による免除申請で試験科目の全部が免除となる場合には、随時、国税審議会会長宛に「全部科目免除」の申請をしてください（８ページ「別記２」２参照）。

過去に合格した科目や免除決定された科目を含めても、今回の免除申請で試験科目の全部が免除とならない場合には、受験申込みと併せて（１科目以上の受験申込みをした上で）、「一部科目免除」の申請をしてください（８ページ「別記２」１参照）。

Q　平成14年４月１日以降に大学院の課程に進学した場合の試験科目の免除制度について教えてください。

A　税理士法改正により、修士の学位取得による試験科目の免除制度については、試験の分野（税法に属する科目又は会計学に属する科目）ごとに、いずれか１科目の試験で基準点を満たした者（いわゆる一部科目合格者）が、自己の修士の学位等取得に係る研究について国税審議会の認定を受ける制度に改められました。国税審議会から税法に属する科目の認定を受けた場合には残り２科目、会計学に属する科目であれば残り１科目にも合格したものとみなされて試験が免除されます（９ページ「別記３」参照）。

Q　研究認定申請をするためには、いつの時点で一部科目に合格していなければならないのですか。

A　修士の学位等による研究認定申請をするためには、申請する分野（税法に属する科目又は会計学に属する科目）の試験科目のうち、１科目に合格している必要がありますが、この一部科目合格の時期は認定申請前であればよく、大学院への進学時期や修士の学位等の取得時期との前後を問いません。また、平成13年度以前の税理士試験における一部科目合格でも構いません。

Q　研究の認定についての基準を教えてください。

A　国税審議会は、平成13年12月25日の国税審議会会長名の公告により、認定の基準を次のとおり定めています。

> 国税審議会は、税理士法第７条第２項及び第３項に規定する認定については、当該認定の申請のあった研究について、次に掲げる事項に該当しているか否かを審査した上で、それらの結果を総合的に判断して行うものとする。
>
> １　単位の修得
>
> 税理士法第７条第２項又は第３項に規定する認定（以下「研究認定」という。）を申請する者が、当該申請に係る科目（同法第７条第２項に規定する研究認定の申請においては同項に規定する税法に属する科目等、同条第３項に規定する研究認定の申請においては同項に規定する会計学に属する科目等をいう。以下同じ。）を内容とする単位を４単位以上修得していること。
>
> ただし、学位論文の作成指導に係る演習を受けること又は学位論文の審査及び試験に合格することにより修得する単位は含まない。
>
> ２　学位論文
>
> 研究認定の申請をする者の学位論文又は大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に規定する研究の成果が当該申請に係る科目に関するものであること。

上述のＱ＆Ａ以外の「税理士試験に関するＱ＆Ａ」は国税庁ホームページをご確認ください。

国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）

【 ホーム＞税の情報・手続・用紙＞税理士に関する情報＞税理士試験＞税理士試験に関するＱ＆Ａ 】

受験地、申込用紙等交付場所及び申込書類郵送先

申込書類の提出は、受験を希望する受験地の申込書類郵送先へ受験者ごとに郵送してください（３ページ「４⑵郵送先・郵送方法」参照）。２か所以上の国税局等（下記参照）に申込書類を郵送することはできません。

受験地	申込用紙等交付場所 ・申込書類郵送先	〒	所在地 交通手段	電話番号
北海道	札幌国税局 人事第二課	060 −0042	札幌市中央区大通西10丁目　札幌第２合同庁舎 地下鉄東西線「西11丁目駅」４番出口から徒歩３分	011(231)5011
宮城県	仙台国税局 人事第二課	980 −8430	仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎Ａ棟 地下鉄南北線「勾当台公園駅」北２出口から徒歩５分	022(263)1111
埼玉県 群馬県 (注)	関東信越国税局 人事第二課	330 −9719	さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館 JR宇都宮線・高崎線・京浜東北線「さいたま新都心駅」から徒歩５分 JR埼京線「北与野駅」から徒歩７分	048(600)3111
東京都	東京国税局 人事第二課	104 −8449	中央区築地５丁目３番１号 都営地下鉄大江戸線「築地市場駅」A2･3出口　徒歩１分 東京メトロ日比谷線「東銀座駅」３番出口　徒歩７分 東京メトロ日比谷線「築地駅」１・２番出口　徒歩８分	03(3542)2111
石川県	金沢国税局 人事第二課	920 −8586	金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎 JR金沢駅からバス利用で「香林坊」下車、徒歩５分	076(231)2131
愛知県	名古屋国税局 人事第二課	460 −8520	名古屋市中区三の丸３丁目３番２号　名古屋国税総合庁舎 地下鉄名城線「名古屋城駅」３番出口から徒歩10分	052(951)3511
大阪府	大阪国税局 人事第二課	540 −8541	大阪市中央区大手前１丁目５番63号　大阪合同庁舎第３号館 Osaka Metro谷町線「天満橋駅」３番出口から徒歩２分 京阪本線「天満橋駅」から徒歩３分	06(6941)5331
広島県	広島国税局 人事第二課	730 −8521	広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎１号館 JR 広島駅前バス乗り場Ｂホームから合同庁舎経由のバスに乗車。「合同庁舎前」バス停下車しすぐ	082(221)9211
香川県	高松国税局 人事第二課	760 −0018	高松市天神前２番10号　高松国税総合庁舎 「JR 高松駅」から中央通を直進徒歩15分、進行方向右手にあり	087(831)3111
福岡県	福岡国税局 人事第二課	812 −8547	福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号　福岡合同庁舎本館 「JR博多駅」筑紫口から徒歩７分	092(411)0031
熊本県	熊本国税局 人事第二課	860 −8603	熊本市西区春日２丁目10番１号 熊本地方合同庁舎Ｂ棟 「JR熊本駅」から徒歩10分	096(354)6171
沖縄県	沖縄国税事務所 人事課	900 −8554	那覇市旭町９番地　沖縄国税総合庁舎 那覇（市外線）バスターミナル南側向い	098(867)3601

（注）埼玉県又は群馬県のいずれかの受験地になります。受験地の希望は受け付けません。

【税理士試験に関する照会】

受験資格・申込方法等に関する質問については、最寄りの国税局等（上記参照）又は国税審議会にお問合せください。

ただし、試験委員の担当科目、試験問題、解答及び得点に関する照会には応じられません。

【国税審議会の連絡先】

〒100−8978　東京都千代田区霞が関３丁目１番１号　国税庁内

国税審議会税理士分科会　　電話　03（3581）4161（代表）

※　この受験案内の記載内容に変更があった場合は、国税庁ホームページにてお知らせいたします。

国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）

【 ホーム＞税の情報・手続・用紙＞税理士に関する情報＞税理士試験 】

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。